第４４０回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年５月２３日（金）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１６人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　なし
傍聴　　なし

４　欠席委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願について
日程５　議　第３号　令和６年度最適化活動の点検・評価について
日程６　報告第１号　農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用届書の受理について
日程７　報告第２号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程８　報告第３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程９　報告第４号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程10　報告第５号　非農地証明書の交付について

６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

７　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、５月１６日に告示になりました、第４４０回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年５月１６日、上山市農業委員会告示第５号により、令和７年５月２３日、第４４０回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年５月１６日付け農委第６９号をもって、第４４０回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４０回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１６人となっております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、２番、江口勘四郎委員、９番、山川光照委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。４件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は金谷在住の〇〇氏、無職、譲受人は仙石在住の〇〇氏、農業であります。仙石地内の田１筆、金谷地内の田３筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当

	しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１３番、鈴木萬四郎委員。
鈴木委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。１６日に○○氏から現地で話を聞きました。水田は４０年ほど前から○○氏が小作として作付けをしておりました。土矢倉の土地に関しては○○氏が耕作をしていない状況でした。○○氏から田と土矢倉の土地を一括してもらってもらえないかという話があり、今回の案件に至ります。土矢倉の方は柿などを植える予定とのことです。何ら問題はないかと思われますが、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち 所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は長清水一丁目在住の○○氏、会社員、譲受人は小倉在住の○○氏、会社役員であります。小倉地内の田１筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果につい

	て報告をお願いします。４番、上妻一実委員。
上妻委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。１７日に○○氏に電話で話を聞きました。こちらは平成２３年に基盤整備により耕地整理された一角になります。○○氏の田の中に○○氏の田が大きく入り込んでいるような形になります。口頭では整理しておりましたが書面で残したいとのことで今回の申請に至ります。よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち 所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３及び４は関連がありますので一括して事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３及び４について説明いたします。譲渡人及び譲受人はそれぞれ上生居在住の○○氏、農業、○○氏、農業であります。上生居地内の畑２筆について自作地相互の交換をするものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番、奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号３及び４について、現地調査の結果を報告します。 まず、整理番号３について説明します。５０年ほど前に○○氏の畑に通じる道を作るため交換したもので、今後もうるいなどの野菜を作るとのことです。何ら問題はないかと思われます。

	次に、整理番号４について説明します。〇〇氏の畑を新規就農者の〇〇氏が借用し、ワイン畑に通じる道を作るためのもので致し方ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号３及び４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は小倉在住の〇〇氏、無職、借り人は小倉在住の〇〇氏、農業であります。小倉地内の田４筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。４番、上妻一実委員。
上妻委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。１６日に両者から電話で話を聞きました。以前より貸借をしており、農業委員会を通し正式に貸し借りをしたいということで今回の案件となります。〇〇氏は水田を作付けするとのことです。何ら問題はないかと思われますので、よろしくご審議お願いします。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
原田委員	水田であるならば通常５年や１０年の貸借期間が多いと思うが、１年契約の理由はあるのか。
事務局	少なくとも５年は耕作をするだろうとのことでしたが、〇〇氏の希望により１年ごとに来年どうするかを確認しながら継続したいとのことで１年間の契約となりました。３条の契約ですので、解約をしない限り自動契約となります。
議長	他に質疑ございますか。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち 賃借権の設定の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について、整理番号１及び２は関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。３件の申請がございました。 整理番号１及び２について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、パート、ならびに小穴在住の〇〇氏、農業。借り人は下生居在住の〇〇氏、自営業であります。小穴地内の畑１筆・田１筆について、使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規権利取得希望者については、農地専

	門委員会で聞き取りを行っておりますので、農地専門委員長より聞き取り結果について報告をお願いします。
長沼委員長	○○氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。営農計画について聞き取りを行いました。○○氏は千葉県出身で下生居在住です。自営業ということですが、群馬県で釣り具の販売を行っています。借りた畑の近くに○○氏の○○があり、そこで野菜の研修をしながら作付けをするそうです。なぜ農業をするようになったかについては子供にアレルギーがあり、自然農法で無農薬の野菜と米を食べさせたいということだそうです。またネット販売も行う予定だそうです。畑は野菜を栽培し、田は無農薬の米とマコモダケを栽培するとのことです。
議長	ありがとうございました。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号１及び２について、現地調査の結果を報告します。○○氏と面談を行いました。下生居の方からも話を聞くと、家は借りているものの、地区会には入っていないそうです。また、小穴の方で住まいを探しているそうです。本人は米、野菜を有機農業で作りたいとのことで何ら問題はないかと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち 使用賃借権の設定の整理番号１及び２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。貸し人は阿弥陀地在住の○○氏、

	農業、借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏、農業、両者は親子であります。阿弥陀地地内の畑１０筆、田１筆について、使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号３について、現地調査の結果を報告します。１７日に〇〇氏と面談をしました。この土地は〇〇氏の名義で牧草地として活用している土地で、息子の〇〇氏が引き継いでやっていくそうです。〇〇氏は高齢ではありませんが、体調が芳しくないとのことで引き継ぐことにしたそうです。問題ないと思われますのでよろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち 使用貸借権の設定の整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願について説明いたしますので、議案書の６ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。願人は、酒田市在住の〇〇氏、

	自営業であります。牧野地内の畑４筆について、農地法第３条第１項の適用を受ける土地の競売に参加するため、競落人となった場合には、同法同条の許可を得られる者であることを証明するものであります。入札に関する情報、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。 　なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請があった場合において、本来は改めて総会に諮る必要がありますが、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとすることといたします。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農地専門委員会で審査を行っておりますので、農地専門委員長より審査結果について報告をお願いします。
長沼委員長	農地専門委員会での審査結果を報告します。〇〇氏は昨年も入札に参加するとのことで審査した方になります。酒田市に在住し尾花沢市にも空家と農地を所有しており、上山市でもこの土地を購入するとなった場合、営農は不可能であるとし一度否決した案件になります。今回は新たな書類が提出され、上山市に移住すると尾花沢市にも高速道路を使い営農が可能ということでありました。また、ドッグランと駐車場になっている部分を農地に戻すということで、建設会社からの見積書も提出されました。また、念書も頂いております。この場合否決する理由がないことから許可をせざるを得ない案件となりました。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第２号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明願については原案のとおり証明することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長	日程５、議第３号、令和６年度最適化活動の点検・評価について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、令和６年度最適化活動の点検・評価について説明いたします。 別冊の「議第３号　令和６年度最適化活動の点検・評価について」をご覧ください。１ページ目をお開きください。こちらにつきましては、令和６年度の農業委員会全体の最適化活動の点検・評価を行うものになります。 まず、「１　最適化活動の成果目標」についてです。 （１）農地の集積につきましては、集積率の目標５１．７％に対し、実績５３．１％となりました。 （２）遊休農地の解消等につきましては、緑区分解消面積の目標０．４ヘクタールに対し、実績０．０ヘクタールとなりました。 また、新規発生解消面積の目標１．０ヘクタールに対し、実績０．４ヘクタールとなりました。 （３）新規参入の促進につきましては、同意・公表面積の目標４．８ヘクタールに対し、実績０．０ヘクタールとなりました。 次に、「２　最適化活動の活動目標」につきましては、 （１）推進委員等が最適化活動を行う日数につきましては、月当たり活動日数の目標８日に対し、実績５．４日となりました。 （２）活動強化月間につきましては、活動強化月間の実施回数の目標３回に対し、実績３回となりました。 （３）新規参入相談会への参加につきましては、参加回数の目標１回に対し、実績なしとなりました。 次に「３農業委員会の点検・評価結果（評語)」につきましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。また、推進委員等の点検・評価結果につきましては、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が１人、「目標に対して期待通りの結果が得られた」が４人、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が２１人となりました。 ２ページ目以降につきましては、各個人ごとの最適化活動の実績をまとめたものになり、総会で出された意見を付して個人に通知することになっております。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。令和６年度最適化活動の点検・評価については、原案の通り決することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程６、報告第１号、農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用届書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用届書の受理について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。１件の届出がございました。 農地法施行規則第２９条第１号では、自作地において２アール未満の農業用施設に転用する場合は転用許可不要とされていることから、上山市では届出を提出いただくこととしています。 整理番号１について説明いたします。届出者は金谷在住の〇〇氏、農業であります。金谷地内の畑１筆について、農業用倉庫を設置するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の８ページをお開きください。３件の届出がございました。

	整理番号１及び２について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたものであり、貸し人は小穴在住の○○氏、借り人は小穴在住の○○氏であります。小穴地内の田１筆について道路拡張に伴い解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。貸し人は関根在住の○○氏、借り人は三上在住の○○氏であります。相生地内の畑１筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の９ページをお開きください。８件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号５、８については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。２件の届出がございました。 整理番号１及び２について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は金生東一丁目在住の○○氏、借り人は十日町在住の○○氏であります。金生地内の田２筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。３件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。申請人は山形市在住の○○氏であります。仙石地内の田１筆について申請があったものです。平成２４年に商業施設として利用するため５条届出を提出していたものの、地目変更を怠っていたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。現在は農地としては利用されていないため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。申請人は長清水一丁目在住の○○氏であります。長清水三丁目地内の畑１筆について申請があったものです。平成１８年に貸駐車場として利用するため４条届出を提出していたものの、地目変更を怠っていたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。現在は農地としては利用されていないため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。申請は宮城県仙台市在住の○○氏であります。旭町二丁目地内の畑１筆について申請があったものです。昭和５７年に駐車場として利用するため５条届出を提出していたものの、地目変更を怠っていたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。現在は農地としては利用されていないため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものに

	ついては、議長に委任することに決しました。 　以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後２時１１分）

議事録署名委員

議事録署名委員